

2019 年度（令和元年度）

安全報告書

NAGASAKI-BUS SAFETY REPORT



長崎自動車株式会社

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針 … P 3
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況 … P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 … P 3
4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統 … P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策と実施結果 … P 4
6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置 … P 1 2
7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績） … P 1 2
8. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づいて講じた措置の内容 … P 1 3
9. 事故・災害に関する報告連絡体制 … P 1 3
10. 安全管理規程 … P 1 3
11. 安全統括管理者 … P 1 3



長崎バス



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は「安全管理規程」において、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及びその管理体制や方法に関する事項を定め、安全最優先の原則のもと、経営トップから現場まで一丸となって、安全輸送の維持と向上に努力して参ります。

経営理念

安全と安心

安全をすべてに優先し、信頼される企業を目指します。

感謝のこころ

お客様の目線に立ち、おもてなしの心でサービスを提供します。

仕事への誇り

働く喜びを実感できる、活力ある企業風土を大切にします。

地域とともに

長崎のみらいを創造し、地域とともに歩みます。

私たちの決意

【安全宣言】

安全はすべてに優先する

【サービス宣言】

「ありがとうございます」お客様に感謝

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

➤ 2019年度目標

『重大事故ゼロ』

(達成状況) 2019年度実績 4件 (対前年比同数)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

➤ 2019年度発生分

種別	発生件数	備考
車内事故	3件	・発車時のショックによる転倒負傷事故3件
側面事故	1件	・交差点右折時、二輪車との側面衝突事故1件
合計	4件	

4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統

別紙 「運輸安全マネジメントに係わる管理体制」をご参照下さい。

5. 輸送の安全に関する重点施策と実施結果

安全教育センター



敷地面積 6,340 平方メートル、テニスコート約 24 面分の敷地に 2012 年 4 月に開所。大小 4 つの研修室では、各種研修・社内会議を実施。約 300 メートルの外周コースでは実技訓練を始め、学校・自治体・警察・消防・救急の各種訓練に使用される等、地域の交通安全教育の場としても開放しております。



各種訓練



➤ 教育の実施

◆ 新入運転者に対する安全教育の実施

- 長崎バスグループの使命、経営理念を理解させ、長崎バスの従業員として、社内規則及び社会的行動規範を形成し、バス運転者としての職責を理解するとともに、安全意識の醸成と運転・接客技術を習得。

2019 年度入社運転者合計 13 名に実施。

- 第 88 期新入嘱託運転者教育 1 名：1 月 7 日～2 月 15 日
- 第 89 期新入嘱託運転者教育 2 名：2 月 4 日～3 月 13 日
- 第 90 期新入嘱託運転者教育 1 名：3 月 4 日～4 月 8 日
- 第 91 期新入嘱託運転者教育 2 名：4 月 8 日～6 月 11 日
- 第 92 期新入嘱託運転者教育 2 名：6 月 3 日～7 月 19 日
- 第 93 期新入嘱託運転者教育 1 名：7 月 29 日～9 月 13 日
- 第 94 期新入嘱託運転者教育 4 名：9 月 2 日～10 月 17 日

新人運転者教育



嘱託運転者フォロー研修

◆ 嘱託運転者フォロー研修の実施

- 入社半年～3年目の若手運転者に、配属後のフォローアップと基本動作及び接客対応の再確認を目的に実施。
1月：6名、2月：6名、3月：10名、5月：6名、6月：7名
7月：6名、8月：4名、9月：5名、10月：4名、11月6名
12月：5名 計65名



運転者スキルアップ研修

◆ 運転者スキルアップ研修の実施

- CS（顧客満足）の観点から、バス運転者としての接客技術及び運転技術の向上を図り、お客様目線の行動ができるよう「気付き」を与える内容の研修を実施。
2019年度（4月開始）計140名



運行管理者研修

◆ 運行管理者研修の実施

- 安全教育センター主催による、運行管理者としてのスキル、及びコミュニケーション能力の向上を目的とした研修を、主任級職員に実施。また各階級に求められる役割と問題解決について、外部講師を招いた研修も役職者、係長級職員へ実施。

主任

2月25日～3月1日 計32名

8月26日～30日 計33名

係長

8月22日～23日 計14名

所長・係長・自動車部

12月10日 計24名



◆ 一般管理者安全運転技能向上研修の実施

- 安全管理についての技術習得及びグループ従業員間の交流・連携を目的とした研修会を実施。
4月3日 計31名
5月29日～30日 計19名



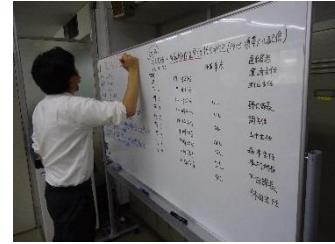
安全運転研修会



◆ 重大事故対応訓練

- ・ 交差点付近で火災を伴う正面衝突事故が発生したことを想定し、情報が正確に伝達されているか、営業所、モーターサービス及び自動車本部内にて実施。

重大事故対応訓練



◆ 運転係長会議の開催

- ・ 営業所間の情報共有活性化及びミドル層の育成を目的に定期開催。安全推進課マネージャーによる講話、過去に発生した事故事例の解説、対応方法、ヒヤリ・ハット報告等実施。

運転係長会議



◆ 高速バス運転者研修の実施

- ・ 双方繁盛期前に実施。夏季は高速道での事故、落下物情報、諸注意等、冬季は冬道での危険予測、速度抑制を中心とした安全運行を指導。

7月：5回 計17名（空港・大分線）

12月：5回 計17名（空港・大分線）

高速バス運転者研修



◆ 適性診断受診と個人ミーティングの実施

- ・ 該当運転者に対しては適性診断受診後、所属営業所の運行管理者が受診結果に基づき個別指導を実施。2019年度受診対象者201名全員受診。

◆ 嘱託運転者への添乗指導

- ・ 安全教育センター所属の乗務インストラクターによる添乗指導を実施。2019年度 延べ753回実施。

➤ 運行管理の徹底

◆ 運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項に基づく運転者に対して行う指導、及び監督の実施

・ 毎月指導する項目

事業用自動車を運転する場合の心構え

事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

交通事故に関わる運転者の生理的要因及びこれらへの対処方法

・ 3ヶ月に1回以上指導する項目

事業用自動車の構造上の特性

乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

健康管理の重要性

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

・ 適性診断受診結果後、1ヶ月以内に指導する項目

運転者の運転適性に応じた安全運転（受診後随時）

◆ アルコール検知測定用テレ点呼（テレビ電話）システム

- ・ 検測漏れや不正行為を防止すべく、駐在地のアルコール検知測定において、運行管理者が遠隔地に出勤した乗務員に対し、動画にてリアルタイムに検測状況を現認できるシステムを2017年10月1日より運用開始。

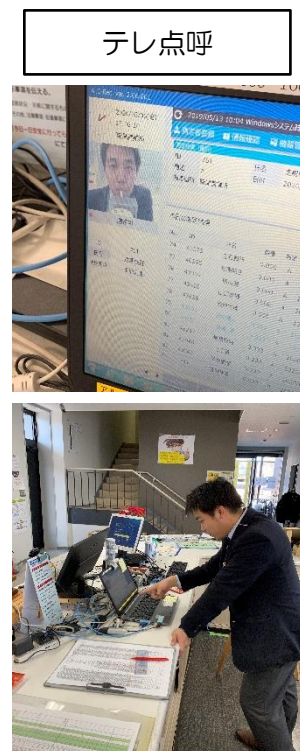
- ・ 営業所、駐在とも、出勤する運転者には検測時に以下の指示を課し、不正防止に注視している。

- ① 帽子を被らない
- ② 必ずカメラ視線を保つ
- ③ 下を向かない
- ④ 瞬きをしない
- ⑤ 測定ストローを手に持たない



対面測定風景

以上実施の結果、不正防止だけでなく、運転者の顔色や健康状態、身だしなみの確認も可能となり、厳正かつ正確な点呼を継続実施。



テレ点呼

◆ 役職者ミーティング

- ・ 役職者による事故防止ミーティングを1月に実施。



役職者ミーティング

役職者及び運行管理者立哨

◆ 街頭指導の実施

- ・ 役職者、運行管理者が車庫、交差点、市内停留所で不安全行動抑制に向け立哨。
- ・ 営業所別に担当路線の不安全運行多発場所以で実施。
- ・ 所長全員立哨を定期的の実施。



◆ 新地出口交通誘導

- ・ 2013年7月31日、路面電車との衝突事故を教訓とし、同年11月25日より新地ターミナル始発出口に交通警備員を配置。現在も継続実施し、弊社職員及び運行管理者による交通誘導も交代で実施。

新地出口交通誘導



◆ 添乗指導の実施

- ・ 役職者は月10回以上、係長は月5回以上実施。2019年度、合計832回実施。
- ・ 不安全行動者に対しては、所属営業所の運行管理者が個別指導を行い、追跡調査も実施。

◆ デジタル記録計（デジタコ）による指導

- ・ 運行管理者が運転日報を用いて、速度超過、急発進、急減速状況を確認し指導。また全営業所デジタコデータを毎月グラフで示し見える化し、営業所毎に評価すると共に、傾向等分析。

◆ ドライブレコーダーの有効活用

- ・ 映像を用いての事実確認、及び円滑な事故処理の推進、ヒヤリ・ハット事例、事故事例等会議内で視聴させ、各種教育に活用。
- ・ 大型車1台あたり6個のカメラを搭載。

ドライブレコーダー



路線バス 543台
 高速線・空港線 14台
 教習車 3台
 2016年9月までに全車搭載済。



- ◆ 「安全への道標」(安全新聞)の作成
 - ・ 事故に関する情報、最新情報を掲載。毎日発行し、本社部内及び営業所へ掲示。
- ◆ 無事故達成賞の贈呈
 - ・ 無事故達成賞として、所属長コメント入り贈呈品を進呈。(達成年に応じて差別化)
2019年度は対象者計163名。
(無事故2年、4年、8年、12年、17年、22年、27年、32年、37年の達成者)
- ◆ 従業員賞賛激励表彰の実施
 - ・ 賞賛を受けた従業員へ、グループ内商業施設商品券を贈呈し激励。
2019年度は延べ50名受賞。

- ◆ 安全なバス利用啓発活動
 - ・ 各営業所窓口及びサービスセンターにて、車内事故防止を促す案内入りティッシュを設置・配布し、周知を図った。



安全啓発活動



- ◆ 運賃表示機や音声合成を利用した安全啓発活動
 - ・ 運賃表示機に車内事故防止を促す案内を流し、周知を図った。また新地ターミナル始発系統及び回送系統入力時に、事故抑制に関する注意喚起音声合成を流し、周知を図った。



注意喚起メッセージ



- ◆ 大型ポスターでの安全啓発活動
 - ・ 始発ターミナル内事故抑制を目的に、保護柵改良及び注意喚起ポスターを掲示し事故抑制に取り組んだ。

大型ポスターでの注意喚起



各種特別運動の実施

- ・ 2018年12月10日～2019年1月10日まで、『第56回バス無事故運動』を実施。
- ・ 2月5日～2月19日まで、ランタンフェスティバル開催期間中『人傷事故ゼロ運動』を実施。
- ・ 5月11日～20日まで、『春の全国交通安全運動』を実施。
- ・ 4月27日～5月31日まで、『「見てから動かす！」いちいち確認特別運動』を実施。
- ・ 7月1日～31日まで、『バス車内事故防止キャンペーン』を実施。
- ・ 7月10日～19日まで、『夏の交通安全県民運動』を実施。
- ・ 7月29日～8月4日まで、『路面電車 再確認・最優先強化週間』を実施。
- ・ 9月21日～30日まで、『秋の全国交通安全運動』を実施。
- ・ 10月1日～10月31日まで、『「後方確認」特別運動』を実施。
- ・ 12月10日～令和2年1月10日まで、『第57回バス無事故運動』を実施。
- ・ 12月16日～25日まで、『年末の交通安全県民運動』を実施。
- ・ 2013年9月1日～、市内40km/h 走行運動を継続実施。
- ・ 2016年9月12日～、営業所及び自動車部員にて新地交差点周辺での立哨活動継続実施。

◆ 近隣運輸機関との連携及び危険箇所一斉再点検

- ・ 12月5日に長崎電気軌道（株）と合同にて実施。過去に事故を発生させた、或いはヒヤリ・ハット発生現場にて安全確認の他、信号制御、危険因子が無いかどうか、双方の運行管理者を交え再点検。

近隣運輸機関との連携



◆ 地域と連携した交通安全啓発活動

- ・ 地域の児童や高齢者に対し、交通安全教育を開催し、バスを安全・快適にご利用頂けるよう、バスの紹介を交えた乗り方教室を実施。

児童向け安全教室



高齢者向け安全教室



労使連携による地域貢献活動

- ◆ 地域貢献（清掃）活動
 - ・ 運転者及び運行管理者にて、バス停及び地域の清掃活動を実施。



➤ 経営トップによる営業所巡回・無事故表彰

- ◆ 社長または安全統括管理者により実施

実施日

	営業所巡回・無事故表彰
桜の里営業所	12/27
柳営業所	1/30、7/31、12/25
松ヶ枝営業所	12/25
神の島営業所	4/23、9/6、12/25
大橋営業所	12/27
時津営業所	1/7、6/26、12/10、12/27
ダイヤモンド営業所	1/8、3/4、9/4、12/25
東長崎営業所	1/15、2/8、7/29、12/11、12/27

6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

➤ 2020 年度に実施する重点施策を、「バス事業における総合安全プラン 2020」に基づき、次の通り定め、安全への取組みを推進致します。

- ◆ お客様の安全性向上を図るべく「私たちの決意」を遵守します。
- ◆ 「歩行者最優先」「安全確認後の発車」を徹底し、車外及び車内人傷事故を未然に防ぎます。
- ◆ ドライブレコーダー映像を運転者教育に活用し、同種別事故の再発防止を図ります。
- ◆ 2020 年度重点目標を下記の通り計画し、安全を確立します。

○2020 年度安全重点施策

「重大事故ゼロ」

○年次重点目標

◆ 車外人傷事故の根絶

◆ 車内事故の削減

◆ 市内 40 km/h 走行

7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）

➤ 2019 年度の安全に関する主な支出、設備投資は次の通りです。

- ◆ 主な費用支出
 - ・ 教育（運転者・総合職・整備職）に関する支出 1,641 千円
※人件費は含みません。
 - ・ 無事故表彰、無事故達成賞に関する支出 8,624 千円
 - ・ 健康管理に関する支出 5,867 千円
※健康診断費用、産業医委託契約等を含みます。
- ◆ 主な設備投資
 - ・ ドライブレコーダー記憶媒体追加購入 950 千円
 - ・ バックカメラ及び車内モニター表示精度向上 計 23 台 2,145 千円
 - ・ 空港線車両安全確認装置精度向上 計 8 台 2,107 千円
 - ・ 主な交通警備
新地ターミナル出口付近交通警備による支出 4,230 千円

8. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づいて講じた措置の内容

- 内部統制室による内部監査の実施

【定期監査】

- ◆ 7月16日から7月19日の間、営業所に対して保安監査を実施。
 - ・ 営業所保安監査チェックリストに基づき、運輸事業に関する関係法令や社内基準についての適合性を確認。
 - ◆ 10月8日から10月11日の間、営業所に対して定期監査を実施。
 - ・ 全営業所を対象に、安全管理体制が個々の営業所の特性に応じて実施されているか、安全重点目標に対しての成果や目標達成に向けた PDCA サイクルに基づく取り組みについて有効性を確認。
- 内部監査後の措置

運輸安全マネジメント内部監査報告書を作成し、経営管理部門（経営トップ及び安全統括管理者自動車本部長）に提出後、各営業所へフィードバックし更なる安全管理体制の強化を促進。

9. 事故・災害に関する報告連絡体制

- 別紙「重大事故・バスジャック・その他緊急事態通報系統」をご参照下さい。

10. 安全管理規程

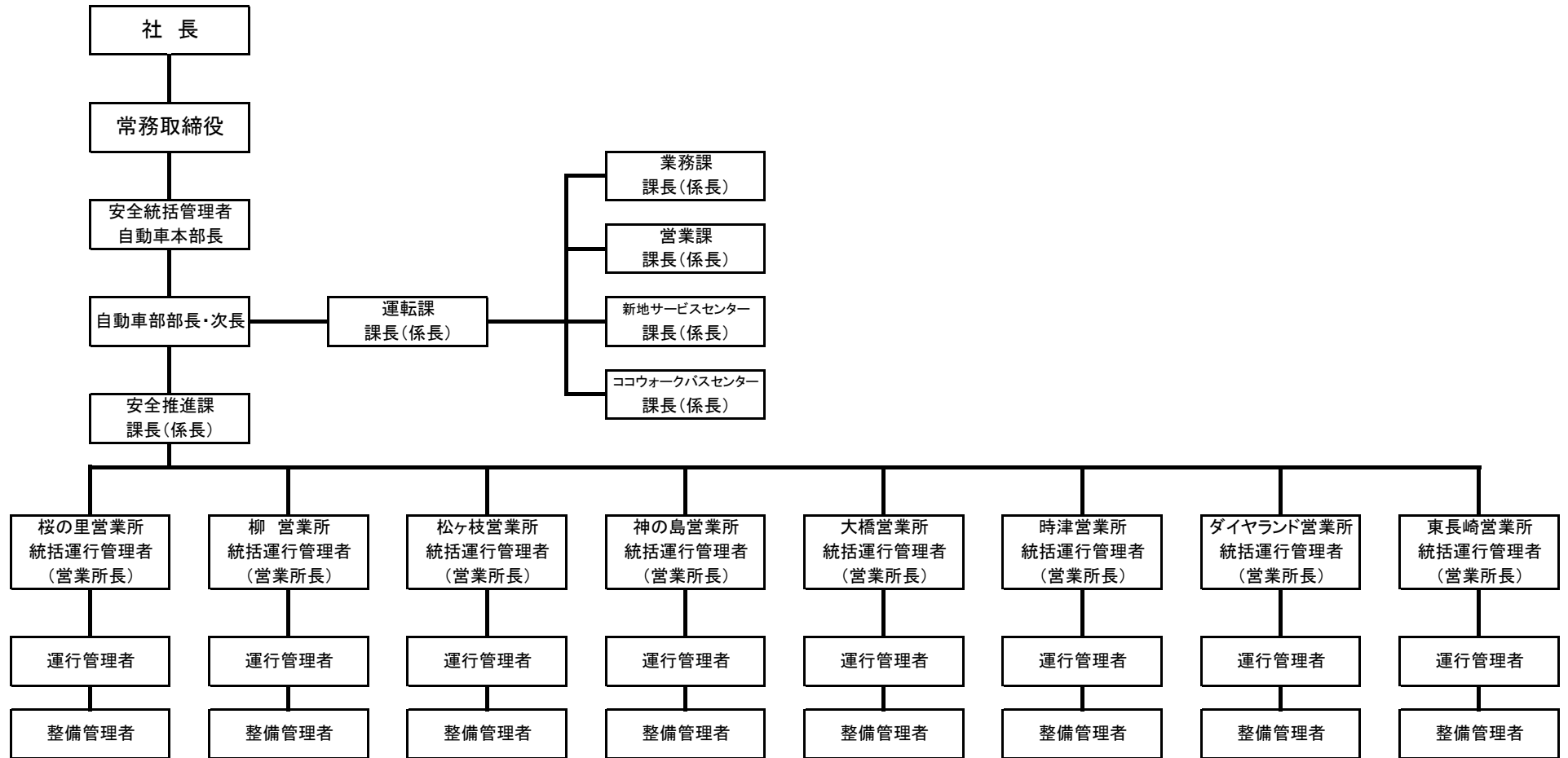
- 別紙「安全管理規程」をご参照下さい。

11. 安全統括管理者

- 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており、九州運輸局長崎運輸支局への届出を行っております。（2019年12月31日現在）

氏名： 脇山 信人
役職： 取締役自動車本部長

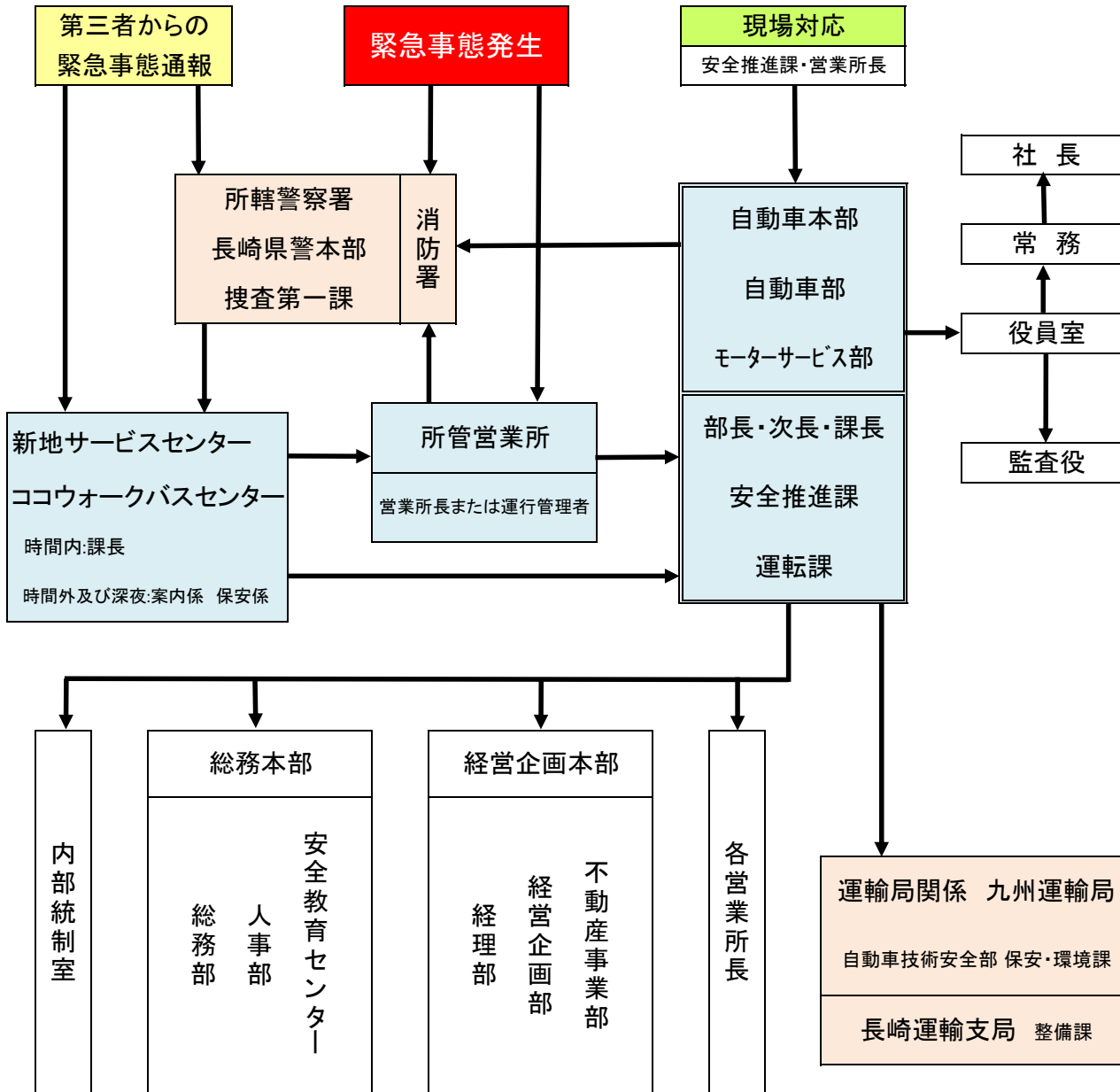
運輸安全マネジメントに係わる管理体制



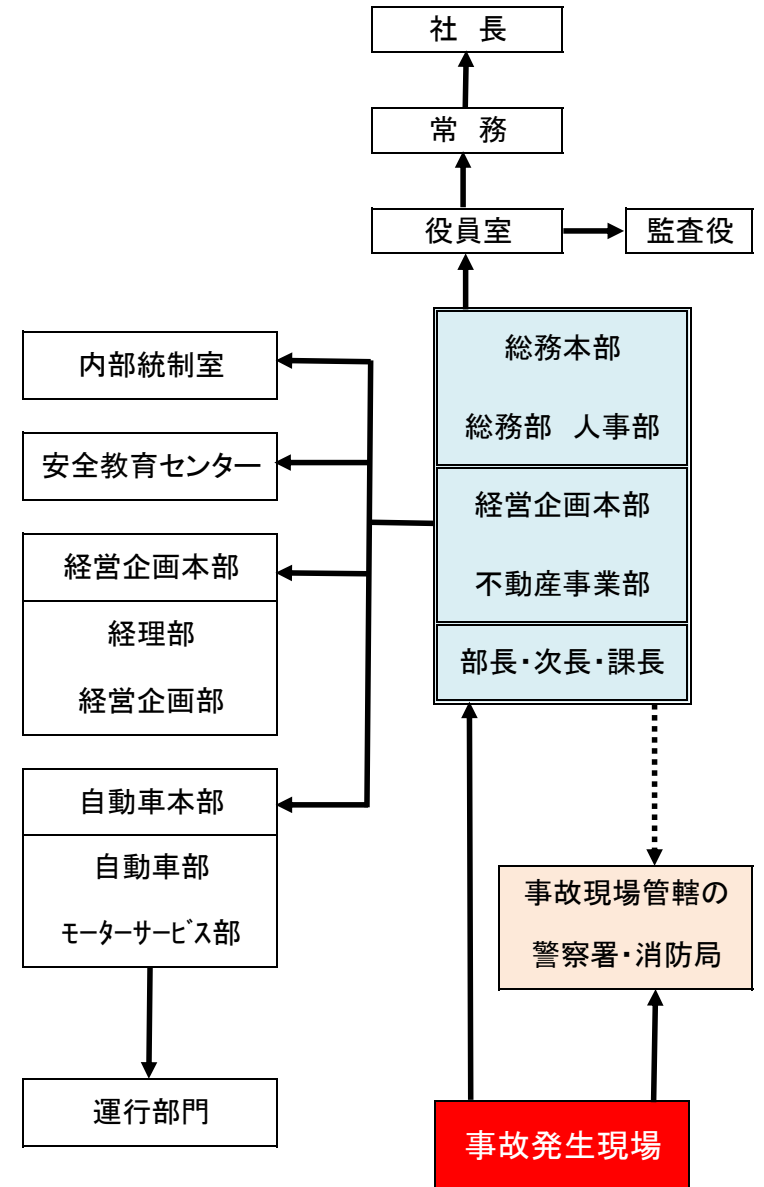
重大事故・バスジャック・その他緊急事態通報系統

2019年12月31日現在

(車両関係事故・バスジャック・その他緊急事態)



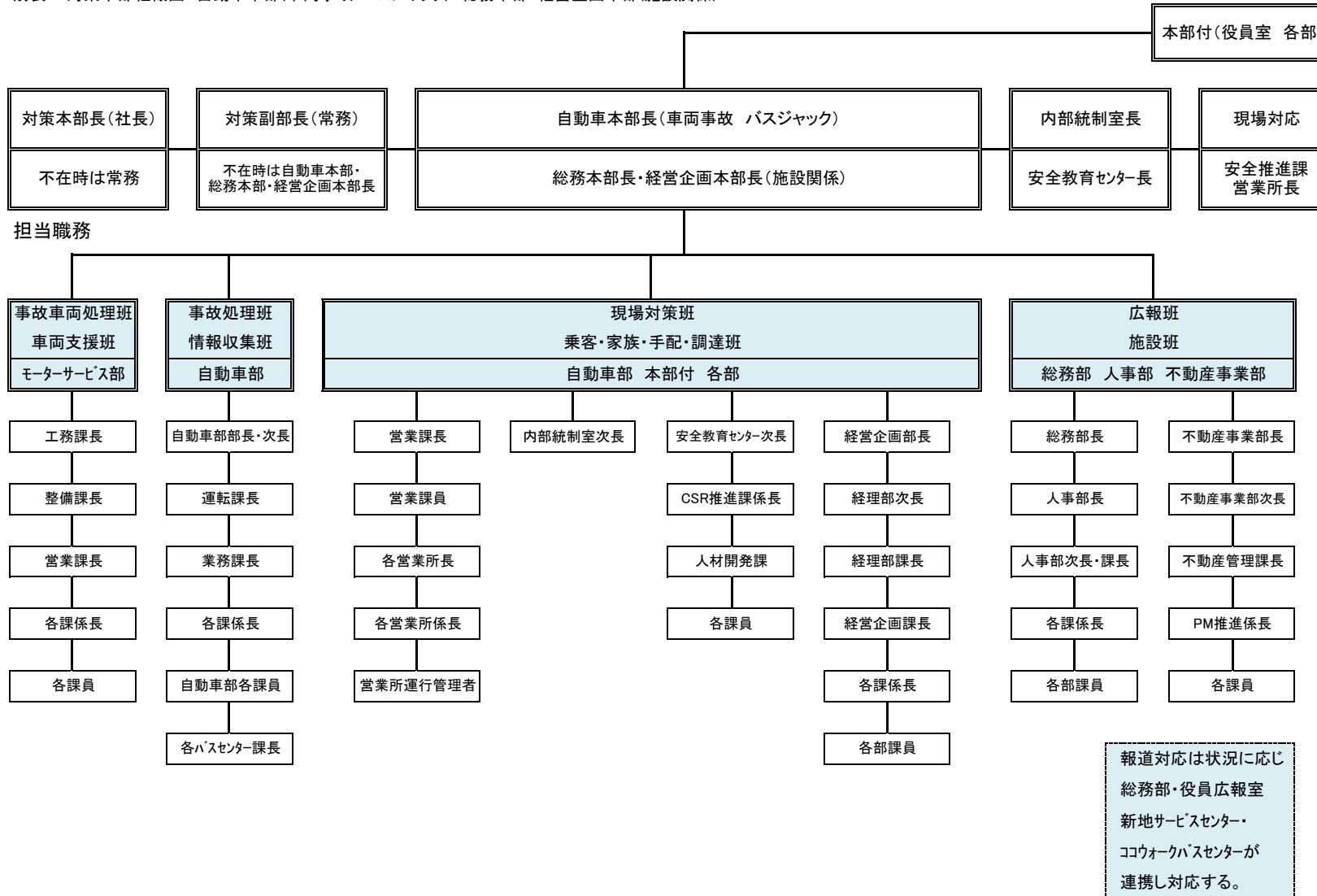
(施設関係事故)



危機管理対策本部組織図及び担当体制

2019年12月31日現在

別表1 対策本部組織図 自動車本部(車両事故 バスジャック) 総務本部・経営企画本部(施設関係)



重大事故・バスジャック担当職務

2019年12月31日現在

事故・バスジャック処理事項は、次の通り分担する。

事故処理事項	担当班	記事
No.1～No.5	事故処理班 情報収集班	自動車部及び本部付各部
No.6～No.14	現場対策班 乗客 家族 手配 調達班	
No.15	事故車両処理班 車両支援班	モーターサービス部
No.5 No.12 No.16	広報班 施設班	総務部 人事部 不動産事業部

事故処理班
情報収集班
自動車部
No.1～No.5

- ①乗客の被害状況の収集に全力を尽くす。
- ②「乗客・家族対策班」との連絡を密にして、入手した情報は一箇所に集約する。
- ③特に、乗客の氏名・年齢・家族の連絡先等の情報は一覧表を作成し、わかり易く整理する。
- ④現場近くの警察署・消防署・搬送された病院の名称、連絡等を調整する。
- ⑤事件の推移を見ながら、運輸局、運輸支局・バス協会に必要事項の報告を行う。
- ⑥状況によって現地バス協会を通じ、応援を依頼する。

1. 負傷者

救出(救護)
病院収容(診断書を含む)
身元確認
家族への連絡、輸送
見舞
遺留品確認保管
宿泊手配、接待

2. 死者

帰宅、退院、転院手配
示談
食事手配(現地)
救急車搬送先の確認
帰宅、退院、転院手配
示談
食事手配(現地)
救急車搬送先の確認

収容
遺留品保管
身元確認
家族への連絡、輸送
霊安室安置
遺体搬送
葬儀社依頼

遺族への挨拶
通夜
葬式
法事
示談
食事手配(現地)

3. 家族

連絡、現地への輸送
来社家族の控室
来社家族の送迎
挨拶、接待
宿泊

4. 運輸支局

(現地・長崎支局・九州運輸局)
速報
事情説明
挨拶

5. 施設

応急修復
解体撤去
作業業者手配

現場対策班

乗客・家族・手配・調達班
自動車部 本部付 各部

No.6～No.14

- ①「情報収集班」との連携を密にして、的確な情報を家族へ伝達する。
- ②家族への状況報告は、できる限り速やかに行う。
- ③現地では、当該警察署に連絡係を配置派遣し、来署される被害者等家族のお世話や対策本部への報告や連絡を行う。
- ④いつでもどこでも出勤できるよう、家族の現地送迎なども考慮して、人と車両と携帯電話の手配をし、必要によっては早めにそれぞれの現地付近に出勤命令を出して近くに待機させる。また負傷者があれば病院に急行して、負傷者の状況把握や窓口になり、お世話を努める。
- ⑤必要経費を調達し、いつでも対応できるようにしておく。

6. 警察・消防署

(現地及び長崎本部)

速報
実地検証、立会
事情説明
挨拶

7. 病院

事情説明
挨拶

9. 旅行代理店・行程先

乗車券手配(汽車、飛行機他)
従業員宿泊、食事
事情説明、手配変更
挨拶

10. 救出団体

(地方自治会・自治体含む)
接待
事後挨拶

13. その他の被害者

相手方団体、会社への
連絡及び挨拶

8. 調達

資金
資材、材料、機材

11. 勤務先挨拶

12. 地主・家主・施設主

事情説明 挨拶、示談 補償

14. 道路管理者(現地)

復旧、応急対策依頼
事後の拡大防止
地理、地形、気象状況の把握

事故車両処理班 車両支援班

モーターサービス部

No.15

- ①情報に基づいて、当該車両の図面等関係書類の準備、同型式車両の留保等を行う。
- ②状況によっては、車両メーカーやボディー関係メーカーと緊急連絡網を設置する。

15. 車両

引き上げ、現地
責任者選任
搬送
修理、廃車

広報班 施設班

総務部 人事部
不動産事業部

(役員広報室 新地S
C 及びココウォークBC)

No.5 No.12 No.16

- ①報道関係全般を担当する。
 - ・重要な情報を整理して、報道関係発表の内容を決定する。
 - ・報道関係への途中経過の内容発表、発表のタイミングの検討や発表の準備を行う。
- ②「現場対策班」と連携し、いつでも対応できるようにしておく

5. 施設

応急修復
解体撤去
作業業者手配

16. 報道関係

応対
情報発表

12. 地主・家主・施設主

事情説明 挨拶、示談 補償

安全管理規程

長崎自動車株式会社

長崎自動車安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、経営トップから現場の運転者に至るまで、全従業員が「輸送の安全が最優先である」という共通認識をもって、輸送安全マネジメントの手順を継続的に繰り返すことにより重大な事故の絶滅を図ることを目標とする。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 自動車部長は、安全統括管理者の命を受け、安全推進課長（係長）を中心として、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、安全推進課長（係長）の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 自動車部運転課長は、自動車部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、自動車部内各課を統括し、指導監督を行う。
- 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

- 1 本規定は平成 19 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 平成 21 年 3 月 2 日から一部改定。
- 3 平成 22 年 3 月 26 日から一部改定。
- 4 平成 26 年 7 月 16 日から一部改定。